

寒川町立中学校における部活動の活動指針

平成30年5月
(平成31年4月一部改正)
(令和8年4月一部改正)
寒川町教育委員会

1 中学校における部活動の意義

中学校における部活動については、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」(平成29年告示「中学校学習指導要領」総則より)とあります。

部活動はその活動を通して、生徒に運動や文化に親しむ喜びを味わわせ、豊かで健やかな育成にもつながる大変有意義な活動と言えます。

また、仲間とともに活動することを通して、ねばり強く最後までやり遂げようとする力や、お互いに励まし合って工夫したり困難を乗り越えようとしたりするなど、達成感や充実感など豊かな心が育まれることも期待できます。

こうした生徒の豊かで健やかな育成のためにも、中学校における部活動は、顧問等の適切な指導のもと、生徒の能力、適性、興味・関心に応じながら、自主性を尊重した魅力ある活動が適正に展開されるよう配慮することが大切です。

2 中学校における指導方針及び基本計画

- (1) 部活動の指導にあたっては、担当顧問の意思のみで行われることなく、学校教育活動の一環として校長を中心とした責任体制のもと、学校の指導方針に沿って行います。
- (2) 指導方針は、上記の意義を踏まえつつ、各学校の教育目標、生徒の実態を考慮して、次の事項に配慮します。
 - ア 生徒の豊かで健やかな育成という部活動の基本的意義を踏まえ、勝利や成功至上主義に陥ることなく、生徒の主体性や個性を尊重した運営に努めます。
 - イ 生徒の部活動に対する多様なニーズに応え、一人ひとりが自己実現できるような指導に努めます。
 - ウ 生徒の健康面・安全面への配慮及び教員の長時間勤務の解消等の観点から、練習日数や一日あたりの練習時間、休養日の適切な設定を行います。
- (3) 各学校において、学校の指導方針に基づいた部活動の基本方針について校内での共通理解を図ります。
- (4) 保護者に積極的に情報を発信し、理解を得ながら連携協力して活動を進めます。

3 部活動の位置づけと設置について

部活動は教育活動のひとつであり、学校教育目標及び部活動の指導方針等により学校の校務分掌等に明確に位置づける必要があります。部の設置にあたっては、生徒の希望、指導者の有無、施設設備等の条件を踏まえて適切に設置します。

4 顧問等について

顧問は、自校の教職員をもって充てます。顧問は、中学校における部活動の意義を十分に踏まえ、学校の教育目標が具現化されるよう、校長の責任のもと全教職員と連携協力し、生徒の指導にあたります。

外部指導者（部活動指導協力者を含む。）の活用として、校長が、教職員以外に指導者を求める場合には、指導者の存在が生徒に与える影響が大きいことを考慮し、学校教育活動の一環である部活動の意義に対する理解とともに、指導者としての資質と能力を備えた人材を年度ごとに委嘱します。

5 経費について

部活動の経費については、必要かつ最小限にとどめるよう運営の改善に努めるとともに、会計報告を適切に行い、校内において共通理解を図ります。

6 活動・練習試合・公式大会等について

練習日、練習時間及び練習試合については、校長の承認のもと、顧問が作成した計画に基づいて行います。

（1）活動日

ア 1週間の中で原則2日以上 of 休養日（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）を設けることとする。また、月曜日から金曜日までの朝の始業前の練習についても1日以上 of 休みを設けることとする。

土曜日、日曜日、祝日に活動をする必要がある場合は、生徒のバランスのとれた生活や成長段階からみて無理のない範囲の活動とする。

イ 長期休業中は、休業中の生徒の家庭での生活を考慮し、ある程度まとまった休養日を設けるとともに、生徒の十分な休養に配慮する。

(2) 活動時間等

- ア 平日の練習時間は、最終下校時刻(10分前には終了を目安)までを原則とする。
- イ 土曜日、日曜日、祝日、長期休業日の活動時間は、半日を原則とする。試合や発表会前として午前と午後に練習等の活動を行う場合は、顧問が事前に校長の承認を得ること。

- ウ 気象状況により活動時間を適切に調整する。特に夏季は熱中症などの予防対策に努める。
- エ 冬季は日没が早いとため、生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。
- オ 水分補給や休憩時間を適切に取り入れ、生徒の健康面に配慮する。

(3) 練習試合(校外)

- ア 練習試合の範囲については、原則として県域内とする。
- イ 練習試合は、生徒の成長段階からみて月3回以内を目安とする。
- ウ 実施にあたっては、顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率等について、事前に校長の承認を得ること。

(4) 公式大会

公式大会へ参加する場合は、顧問が事前に、大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得ること。

(5) 校外活動

文化部において校外で活動を行う場合(見学含む)、実施にあたっては、顧問が、日程、場所、時間、引率等について、事前に校長の承認を得ること。

* (3)～(5)については別添を参考に各校で様式を作成し校長に提出すること。

(6) 引率について

- ア 生徒が、大会や練習試合等で校外において活動する場合は、必ず教職員が引率する。
ただし、湘南地区(茅ヶ崎・寒川・藤沢・鎌倉)内に所在する会場への移動については、教職員等による引率を必要としない。
- イ 保護者から学校に届出書の提出がある場合は、寒川町内に所在する会場への移動(自宅から自校への移動を除く。)に限り、自転車の使用を可とする。
- ウ 学校は、生徒の移動手段に応じた注意事項や緊急時の連絡方法等の安全指導を十分に行い、移動中の事故防止等に努める。
例
 - ・交通ルールを守る。
 - ・しゃべりながらの移動はしない。
 - ・目的地まで全員で同じ道を通る。グループが分断した場合は後ろのグループを待つ。
- エ 万一事故が発生した時は、すみやかに必要かつ適切な対応を行う。

例

- ・負傷者の救護、必要があれば119番通報。
- ・警察への通報と指示を仰ぐ。
- ・学校、保護者への連絡。

7 保護者への連絡

部活動の活動方針、活動計画、大会等の日程、費用などの情報は、校内での共通理解とともに、顧問から保護者へ事前に連絡周知を図ります。

特に部活動における費用については、事前連絡を徹底し、適切に会計報告を作成し保護者に周知します。

<参考様式>

部活動における校外活動計画書

(月 日提出)

| | |
|-------------------------|----------------------|
| 部活動名 | 部 |
| 顧問名 (引率者) | |
| 大会名 (練習試合の場合はその旨を明記) | |
| 日 時 | 月 日 () (: ~ :) |
| 場 所 | |
| 参加生徒人数 | |
| 交通手段・費用など | (※生徒への配付プリントの添付でもよい) |